

議第209号

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例

滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第4項および第9条の7第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表第2第1項の表中「9,200」を「9,900」に、「12,400」を「13,400」に、「21,600」を「23,300」に、「5,600」を「6,000」に、「7,300」を「7,900」に、「12,800」を「13,800」に改め、別表第2第2項の表中「1,600」を「1,730」に、「3,500」を「3,800」に、「2,300」を「2,500」に、「740」を「800」に、「680」を「730」に、「320」を「350」に、「630」を「680」に、「950」を「1,030」に、

1時間につき	350
--------	-----

を

1

時間につき	380
-------	-----

に改め、同項注3中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。